

令和4年9月11日執行
恩納村議会議員選挙

候補者等の手引

恩納村選挙管理委員会

目 次

I	選挙執行の概要	
1	選挙の理由	1
2	選挙の管理機関及び選挙長等	1
3	候補者と関係機関	1
4	候補者関係事務日程	2
II	立候補の届出等	
1	届出にあたって注意すべきこと	4
2	届出書類について	4
3	届出書類の記載について	4
4	届 出 先	6
5	届出の期日及び時間	6
6	受付の順序	6
7	その他の注意事項	6
8	候補者に交付される物品、証明書等	6
9	立候補の辞退	7
III	立会人の届出	
1	選挙立会人	8
2	選挙立会人	8
IV	届出書類の一覧表及び記載例	
1	届出書類の一覧表	9
2	届出書類の記載例	10
V	選挙運動	
1	選挙運動の期間	22
2	選挙事務所	22
3	休憩所等の禁止	22
4	選挙運動を禁止される者	23
5	特殊な選挙運動方法の禁止	23
6	選挙運動用の自動車	24
7	選挙運動用の拡声機	25
8	選挙運動用ビラ	25
9	選挙運動用ポスター	26
10	選挙事務所に掲示できる文書図画	26

11	選挙運動用自動車等に使用する文書図画	27
12	個人演説会で使用する文書図画	27
13	候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類	28
14	新聞広告	28
15	選挙運動放送の制限	28
16	個人演説会	28
17	街頭演説	29
18	インターネット等を利用した選挙運動	29

VI 選挙運動費用

1	出納責任者	30
2	選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償	30
3	報酬の支給	31
4	選挙運動費用の制限額	31
5	選挙運動に関する収入及び支出	32
6	選挙運動費用収支報告書の提出	32
7	選挙運動費用収支報告書の記載例	33

VII 寄附の禁止

1	村と特別の関係がある者の寄附の禁止	48
2	候補者等の寄附の禁止	48
3	候補者が関係する会社等の寄附の禁止	48
4	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	48
5	後援団体に関する寄附の禁止	48
6	公職選挙法による寄附の制限一覧	49

VIII 証明書類

1	候補者用通常葉書使用証明書	50
2	選挙運動用通常葉書差出票	51
3	新聞広告掲載証明書	53
4	選挙運動用ビラ証紙交付票	54

[参 考 資 料]

1	恩納村議会議員選挙における主な選挙運動一覧	55
---	-----------------------	----

凡 例	
法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規則	公職選挙法施行規則

I 選挙執行の概要

1 選挙の理由

今回の選挙は、恩納村議会議員の任期が令和4年9月27日に満了することにより行われる一般選挙です。

- (1) **選挙の期日** 令和4年9月11日(日)
- (2) **選挙期日の告示** 令和4年9月6日(火)

2 選挙の管理機関

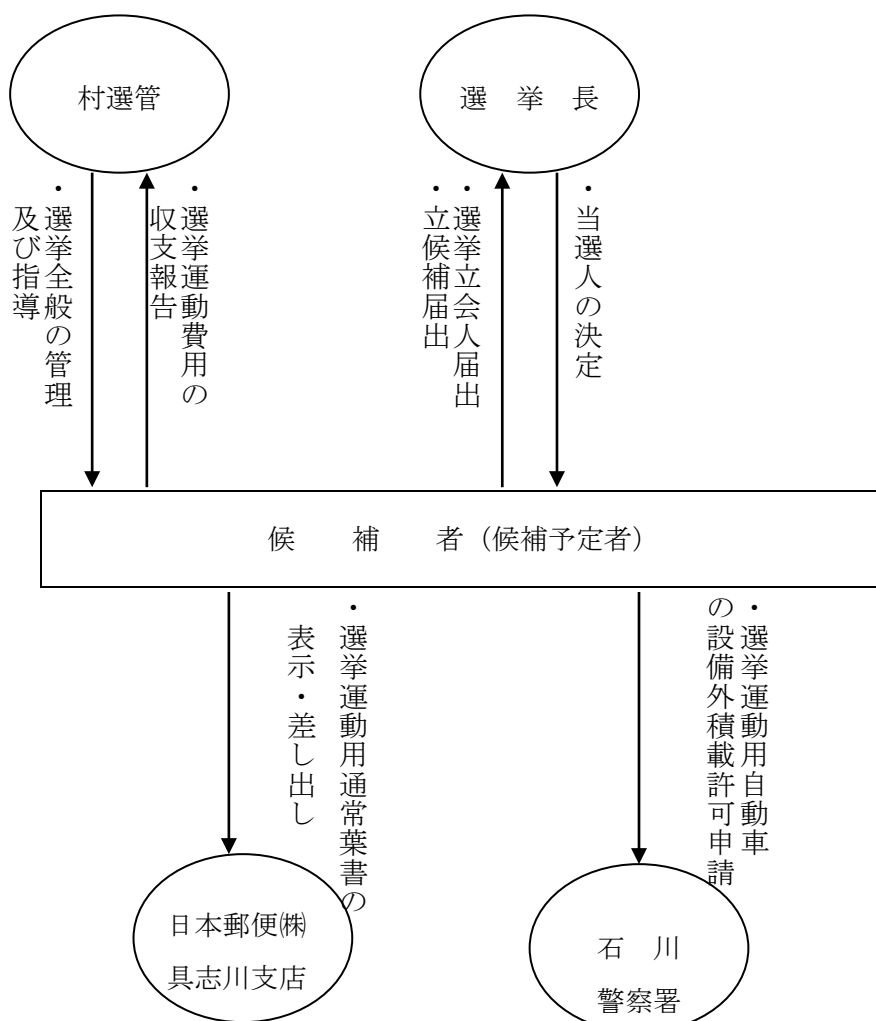
- (1) 選挙の管理機関は、恩納村選挙管理委員会（委員長 仲村 肇）です。
- (2) 立候補届出の受理などの職務を行う選挙長は次のとおりです。

選挙長	選挙長職務代理者
仲村 肇	仲間 悟

- (3) 選挙長の事務を行う場所

恩納村字恩納2451番地 恩納村役場2階
恩納村選挙管理委員会 TEL966-1259

3 候補者と関係機関



4 候補者関係事務日程

月 日	事 項	説 明
令和4年 7月27日(水)	立候補予定者説明会 場所：恩納村役場 2階会議室 時間：午後2時00分～	2名以内 ・本人または代理人 ・出納責任者
令和4年 8月16日(火) ～ 8月18日(木)	立候補届出書類事前審査 場所：恩納村役場 2階 会議室 時間：午前9時～午後5時までの間 割り振りをした審査日程表を 立候補予定者へ通知します。	持参するもの ○候補者及び立候補届出代理人 の印鑑 ○選挙運動用ポスター（1部） ※ 関係書類は事前審査後、封筒 に入れ封印。 ※ 9月6日（告示日）立候補届 出の際に提出（開封厳禁）
9月5日(月) (告示日前日)	選挙運動費用支出制限額の算出	選挙人名簿登録者数に基づき制 限額を算出。これにより候補者が 選挙運動のために支出できる額 が決定され、その範囲内となりま すので注意してください。 ※9月5日に告示します。
9月6日(火) (告示日)	立候補届出受付 場所 恩納村役場 2階 会議室 時間 午前8時30分～午後5時まで	持参するもの ○候補者及び立候補届出代理人 の印鑑 ○午前8時30分までに到着し た者については、受付順位を決 めるくじを行い、その順位で立 候補届出書類を審査する。
	選挙用運動物資及び諸証明書の交付	立候補届出の受理後、選挙長か ら選挙運動物資（5種類）及び諸 証明書（2種類）を交付する。
	各種届出受付開始	選挙事務所設置届、出納責任者 選任届、選挙立会人届等
9月8日(木)	選挙立会人選任届出期限	○候補者は、選挙立会人となるべ き者の承諾書を添えて、午後5 時までに選挙管理委員会に届 けること。

月 日	事 項	説 明
9月11日(日) (投票日) (開票日)	投票	○投票当日においては、投票所を設けた場所入口から300メートル以内(直線距離)の区域に設置している選挙事務所は、閉鎖しなければならないのであらかじめ確認してください。
	開票 場所：恩納村役場 2階会議室 時間：午後9時	○選挙立会人は、事前に選挙長と十分に調整しておくとともに、 印鑑持参 のうえ開票開始の30分前に開票所に到着しておいてください。
	選挙会	○開票事務と選挙会を合同して行いますので開票終了後、引き続き開票所において選挙会を行います。
9月12日(月)	選挙運動費用収支報告書の提出開始 時間：午前8時30分～午後5時まで 場所：恩納村選挙管理委員会	○ 選挙運動に要した費用を、漏らさず記載して報告 すること。
9月12日(月)	当選証書付与式 時間：午後2時00分 場所：恩納村役場 2階会議室	○やむを得ず当選者本人が出席できない場合には、代理人を出席させることとし、委任状を提出すること。
9月26日(月)	選挙運動費用収支報告書の提出期限 時間 午前8時30分～午後5時まで 場所 恩納村選挙管理委員会	

Ⅱ 立候補の届出等

1 届出にあたって注意すべきこと

立候補の要件や届出書の記載事項、添付書類等は大変重要なもので、**一つでも不備な点があれば届出が受理されず**、あるいは誤って受理されても後に無効となるおそれがありますので、届出書類ができあがったら正規の届出をする前にあらかじめ定めた日時に予備的審査（事前審査）をしておくことが必要です。予備的審査は、恩納村選挙管理委員会委員が行います。

なお、郵便による届出はできません。

2 届出書類について

立候補の届出を選挙長にするときは、次の書類が必要です。

(1) 恩納村議会議員選挙候補者届（10頁）

(2) 添付書類

ア 供託証明書（11頁）

イ 宣誓書（12頁）

イ 所属党派証明書（各政党で発行）

ウ 戸籍抄本又は謄本

エ 住民票抄本又は謄本

(3) 立候補届出代理人証明書（13頁）

(4) 通称認定申請書（14頁）

3 届出書類の記載について

(1) 候補者届（記載例10頁）

ア 「氏名」は、戸籍簿に記載された当該候補者の氏名によらなければなりません。

なお、戸籍簿に記載の氏名のうち常用漢字表及び人名用漢字別表等に掲げられている文字に対応する場合は、これらの文字を使用して届け出てください。

(例) 國→国 榮→栄 藏→蔵

また、氏名にはかならず「ひらがな」でふりがなをつけてください。

イ 「**本籍、住所及び生年月日**」は、被選挙権の有無を判定するうえで必要ですので正確に書かなければなりません。したがって、**事前に戸籍簿と照合**して誤りのないようにしてください。

「**本籍及び住所**」は沖縄県国頭郡恩納村字〇〇△△番地と記載し、例えば沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地1を恩納村字恩納2451-1と**略記することのないように**してください。

「生年月日」の欄のかっこ内には選挙期日（**9月11日**）**現在での満年齢**を記入してください。

ウ 「党派名」は、立候補届出に添付する所属党派証明書（各政党発行）に記載してある政党その他の政治団体の名称です。

なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であることは当然ですが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は、党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、代表的なものを1つ記載してください。なお、職業に就いていない者は「無職」と記載してください。

(2) 添付書類

ア 宣誓書（記載例11頁）

これは、公職の候補者となろうとする者が、選挙権及び被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をした者は、処罰されますから注意してください。

イ 所属党派証明書

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はありません。

所属党派証明書の発行権者は、各政党とも本部等で決められていますのでそれによってください。

なお、この証明書は、所属の証明書であって、公認、非公認あるいは推薦とは関係がありません。したがって公認証等は所属党派証明書の効力を有しませんので注意してください。

ウ 戸籍の抄本又は謄本・住民票の抄本又は謄本

立候補届出書に記載された候補者の氏名、本籍、住所、生年月日等を証するために添付するものですから**直近3月以内**のものを添付してください。

(3) 立候補届出代理人証明書（記載例12頁）

立候補の届出を、候補者本人以外の者が行う場合に、その者が**代理人であることの証明書**として必ず提出しなければなりません。

(4) 通称認定申請書（記載例13頁）

ア 申請

立候補の届出は戸籍名でなければなりません。ただし通称がある場合で、通称認定の申請をして認められれば立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が使用されることとなります。ここで通称とは本名（戸籍名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。

通称認定の申請は、立候補届出書と同時に、これに通称認定申請書を添えてしなければなりません。届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称であるかどうかを証明する責任は、候補者側にありますので、通称認定申請書を提出する際にあわせて選挙長にその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提出しなければなりません。

イ 仮名書による通称使用

通称には、一般の通称のほか、戸籍名を仮名書きにする場合も通称にあたることになっており、この場合にも通称認定申請書を提出しなければなりませんが、これを証明する書類の提出は不要です。

ウ 効果

「通称認定申請」とは、立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が記載されることを求めるものですので、それ以外のもの、例えば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するかどうかはここでいう通称認定申請をしたかしないかにかかわらず候補者が自由に決めてよいことになります。

4 届 出 先

立候補の届出は、選挙長に対して行うものです。

5 届出の期日及び時間

立候補の届出の期日は、選挙期日の告示の日（**9月6日**）**1日だけ**です。

届出の時間は、**午前8時30分から午後5時まで**です。

6 受付の順序

立候補の受付の順序は、告示の日の午前8時30分までに受付場所に到着した者については、到着順によらず「くじ」により定めます。

7 その他の注意事項

選挙長に立候補届を提出する際には、必ず**立候補届に押印された印鑑**を持参してください。立候補届の記載事項が不備で訂正を要する際、届出書に用いられた印がないと訂正できません。また、届出後の諸交付物資の受領印として必要です。

8 候補者に交付される物品、証明書等

立候補の届出が有効に受理されると、次の物品及び証明書等（参考資料**50**、**51**、**53**）が交付されますが、諸届出等用紙については、あらかじめ、立候補予定者に配付し、立候補の届出が受理された後、直ちに諸届出等が行えるようになっております。

（交付物品）

種 類	数量	使 用 方 法	様式
1. 選挙運動用自動車（船舶） 表示板	1	自動車の冷却器の前面又は船舶操舵室の前面に 常時掲出	
2. 選挙運動用拡声機表示板	1	拡声器マイクロフォンの下部に常時掲げる。	
3. 街頭演説用標旗	1	街頭演説を行う場合に掲げる。	
4. 自動車（船舶）乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗車する場合に着用する。	
5. 街頭演説運動員用腕章	1 1	街頭演説に従事する者が着用する。	

(交付証明書等)

種 類	数量	使 用 方 法	頁
1. 候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙運動用通常葉書の交付, 表示, 返還, 再交付等をするときに提示する。	50
2. 選挙運動用通常葉書差出票	8	選挙運動用通常葉書を具志川郵便局に差し出すときに添付する。	51
3. 新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に、広告の申し込みをする場合提出する。	53

(諸届出等用紙)

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙事務所設置届	1	選挙事務所を設置した場合、村選管に提出する。
2. 選挙事務所異動届	1	設置届提出後に、事務所を異動した場合に上記と同様に、村選管に提出する。
3. 出納責任者選任届	1	出納責任者を選任し、村選管に提出する。
4. 報酬を支給する者の届出書	1	選挙に使用する事務員等で、報酬を支給する者を村選管に届け出る。
5. 公営施設使用の個人演説会開催申出書	1	村選挙管理委員会に、開催予定日の2日前までに申し出る。
6. 選挙立会人届出書	1	村選管に届け出ることができる。
7. 選挙立会人承諾書	1	選挙立会人届出書に添付して届け出る。
8. 選挙運動費用収支報告書	1	村選管に届け出る。
9. 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	収支報告書に、領収書等が添付できない場合に、これを添付する。
10. 選挙運動費用収入簿・支出簿	各1	収支報告書作成の補助簿として使用する。提出は不要

(注) 1. 交付物品、証明書類は、原則として再交付されませんから交付されたときは、全部揃っているか必ず確認してから受け取ってください。万一紛失した場合には、紛失届を警察署に提出してください。

なお、交付物品、証明書類は他人に譲渡してはいけません。また、立候補を辞退した場合はその交付物品、証明書類は、直ちに返還してください。

2. 証明書類の様式を50頁以降に掲載してありますので参照してください。

9 立候補の辞退

候補者が翻意して立候補をやめる場合は、選挙長に文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。立候補を辞退することができるのは、立候補の届出の期日（**9月6日の午後5時まで**）に限られます。期日内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても、候補者としての取り扱いを受けます。

Ⅲ 立会人の届出

選挙の立会人には、投票立会人、選挙立会人がありますが、そのうち投票立会人については、市町村選管で選任し、選挙立会人については、候補者から届け出ることができることになっております。

1 選挙立会人

選挙立会人は、投票の効力の判定等開票事務が公正に執行されるよう、また当選人決定の手續の公平な執行を監視する等、候補者の利益代表的役割を果たすものでありますから、原則として、候補者から届出のあつた者をあてることになっております。ただその数が10人を超えたときは、くじをもって10人とし、更に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上であるときは、くじで定めた2人以外の者は立会人となることはできません。

- (1) 選挙立会人となる者は、村の**選挙人名簿に登録されている者**でなければなりません。
- (2) 選挙立会人は、その本人（立会う者）の**承諾**を得ておかなければなりません。
- (3) 届出先は、恩納村議会議員選挙選挙長(恩納村選挙管理委員会)です。
- (4) **届出の期限は、選挙の期日前3日（9月8日）の午後5時まで**です。

2 選挙立会人の人数

選挙立会人は、少なくとも3名必要ですが、次の理由により3名に達しない場合

- ① 候補者からの届出による立会人が3名に達しないとき。
- ② 立会人が届出期限の日以降、選挙会当日までに3名に達しなくなったときは、選挙長が3名に達するまで選任することとなっています。

IV 届出書類の一覧表及び記載例

1 届出書類の一覧表

届出書類の名称、提出時期、提出先及び実際に届出の受付を行う場所は、次の表に記載のとおりです。なお、書類の名称欄の○印は、必ず提出するもので、ほかは事由が生じた場合に提出又は届け出ることになります。

(立候補届出関係)

書類の名称	提出時期	提出先（受付場所）	記載例ページ
○恩納村議会議員選挙立候補届	告示日（ 9月6日 ）	選挙長（立候補届出会場）	10
○供託証明書	〃	〃	11
○宣誓書	〃	〃	12
所属党派証明書（政治団体発行）	〃	〃	
○戸籍抄本	〃	〃	
○住民票抄本	〃	〃	
立候補届出代理人証明書	〃	〃	13
通称認定申請書	〃	〃	14

(諸届出関係)

書類の名称	提出時期	提出先	記載例ページ
選挙事務所設置届	設置の都度	村選挙管理委員会	15
選挙事務所異動届	異動の都度	村選挙管理委員会	16
○出納責任者選任届	選任後直ちに	選挙長（立候補届出会場）	17
出納責任者異動届			
報酬を支給する者の届出書	選任後直ちに	〃	18
公営施設使用の個人演説会開催申出書	開催日前2日まで	村選挙管理委員会	19
選挙立会人届出書	選挙期日前3日まで (9月8日)	選挙長（村選管）	20
選挙立会人承諾書	〃	〃	21
ポスター	告示日（ 9月6日 ）	〃	

2 届出書類の記載例

恩納村議会議員選挙候補者届

候補者	氏名 甲野 太郎	性別	男
本籍	沖縄県〇〇郡〇〇村字〇〇5678番地1		
住所	沖縄県国頭郡恩納村字〇〇〇△△△番地		
生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日 (満 48 歳)		
党派	〇〇〇〇党	職業	〇〇株式会社 代表取締役社長
選挙	平成30年9月9日執行 恩納村議会議員選挙		
ウェブサイト等のアドレス			
添付書類	1 宣誓書 2 所属政党（政治団体）証明書（※無所属の場合は不要） 3 戸籍抄本 4 住民票抄本 5 通称認定申請書（※通称使用を希望する場合） 6 供託証明書		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和4年9月6日

恩納村議会議員選挙
選挙長 仲村 肇 殿

氏名

甲野 太郎 印

選挙期日（九月十一日）現在の満年齢を記入する。

具体的に記入する。

以下、同一の印を使用すること

戸籍簿と一致すること。

住民票と一致すること。

正式名称を記入すること。なお、所属党派と記入する。証明書が添付されないものは、「無所属」と記入する。

添付した書類の番号に○を付す。

選挙期日の告示日を記入する。

候補者の戸籍名を記入する。

那覇地方法務局の本局の場合は、この部分については様式が異なる。

(候補者本人による供託の場合)

正式な住所を記載し、**住民票の住所と一致**すること。
「恩納村字〇〇123-4」のように省略しない。
候補者届に記載する候補者の本名と一致すること。

立候補届出書類の事前審査開始前に、供託を済ましておくこと。

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入すること。なお、
供託金額の訂正はできない。
2. 副本は折り曲げないこと。

供託書 (雑)

申請年月日	令和 年 月 日	法令条項	公職選挙法第92条第1項	平成 年度金第 号
供託所の表示	那覇地方法務局 支局	供託の原因たる事実	供託者は、令和4年9月11日に行われる予定の恩納村長選挙につき、候補者として当該選挙長に立候補の届出をするため、所定の金15万円を供託する。	
供託者の住所氏名	904 - 04〇〇 国頭郡恩納村字〇〇123番地4 恩納太郎 <small>代理人による供託のときは、代理人の住所、氏名も記載すること。</small>			
被住所氏名	恩納村	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	官庁の名称 恩納村議会議員選挙選挙長	
供託金額	¥ 1 5 0 0 0 0	備考		

上記供託を受理する。
供託金を 年 月 日まで 銀行 における
供託所口座に納入されたい。
同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。

上記供託金の受入を証する。
令和 年 月 日
銀行 印

令和 年 月 日
法務局 供託官 印

供託官等の記入事項

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により
令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

令和4年9月6日

立候補届出日を記入する

住 所 沖縄県国頭郡恩納村字〇〇〇△△△番地
候補者氏名 甲 野 太 郎 印

候補者届に使用した
印と同一のもの

立候補届出代理人証明書

代理人 乙 山 次 郎 印

住 所 恩納村字〇〇〇 1 2 3 番地 4

上記の者は、令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙において、本人に代わって立候補届出をするものであることを証明します。

令和4年9月6日

立候補者氏名 甲 野 太 郎 印

候補者届に使用した
印と同一のもの

通称認定申請書

候補者 氏名^{ふりがな} 甲^{こう}野^の太^た郎^{ろう}

呼称(通称)^{ふりがな} コウノ 太^た郎^{ろう}

令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和4年9月6日

氏名 甲 野 太 郎 印

恩納村議会議員選挙
選挙長 仲 村 肇 殿

備考：この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとしてひろく通用していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。

上記のように、戸籍名の呼び名を、単にかな(カナ)書にして、通称の申請をする場合には申請に係る証明資料は不要である。

候補者届に使用した
印と同一のもの

立候補の届出の月日と同一月日で申請すること。

選挙事務所設置届（候補者）

1. 選挙事務所所在地	沖縄県国頭郡恩納村字〇〇〇△△△番地	(電話)
2. 設置年月日	令和 年 月 日	
3. 候補者氏名	甲 野 太 郎	

令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙における選挙事務所を上記のとおり設置したので届け出ます。

令和4年 9月 日

恩納村選挙管理委員会
委員長 仲 村 肇 殿

恩納村議会議員選挙候補者

住 所 恩納村字〇〇〇△△△番地

氏 名 甲 野 太 郎

印

候補者届の住所及び氏名と
一致すること。

候補者届に使用した
印と同一のもの

告示日以降の届出月日を記入する。

選挙事務所異動届（候補者）

1. 新選挙事務所所在地	沖縄県国頭郡恩納村字〇〇〇□□□番地	（電話	）
2. 旧選挙事務所所在地	沖縄県国頭郡恩納村字〇〇〇△△△番地		
3. 異動年月日	令和 年 月 日		
4. 候補者氏名	甲 野 太 郎		

令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙における選挙事務所を上記のとおり異動したので届け出ます。

届出月日を記入する。

→ 令和4年 9月 日

恩納村選挙管理委員会
委員長 仲 村 肇 殿

恩納村議会議員選挙候補者

住 所 恩納村字〇〇〇△△△番地

氏 名 甲 野 太 郎 印

令和4年9月6日

立候補の届出後直ちに提出することとなるので、告示日を記入する。

恩納村選挙管理委員会
委員長 仲村 肇 殿

選任者
住所 恩納村字〇〇〇△△△番地
氏名 甲野太郎 印

推薦届出の場合を除いて、選任者は、候補者である。なお、立候補届出の住所氏名、印と一致すること。

出納責任者選任届

下記のとおり出納責任者を選任したので公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

選挙	令和4年9月11日執行 恩納村議会議員選挙
候補者	甲野太郎
出納責任者	乙山次郎
住所	恩納村字〇〇〇△△△番地
職業	沖縄〇〇株式会社〇〇部長
生年月日	昭和34年 5月 6日
選任年月日	令和4年 9月 6日

職業は、具体的に記入すること。

告示日（立候補届出日）を記入する。

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第5項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和4年 月 日

恩納村議会議員選挙

候補者 甲 野 太 郎 印

候補者届けに
使用した印

恩納村選挙管理委員会

委員長 仲 村 肇 殿

この届出書を提出した日から、選挙期日の前日（9月10日）までの期間であること。

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
甲 山 乙 男	〇〇市〇〇1丁目2番3号	40	男		平成 年 月 日～ 月 日	
甲 野 五 郎	〇〇市〇〇2丁目5番6号	37	男		平成 年 月 日～ 月 日	
丙 山 一 郎	〇〇村字〇〇365番地	30	男		平成 年 月 日～ 月 日	
丙 野 次 郎	〇〇村字〇〇375番地1	27	男		平成 年 月 日～ 月 日	
丁 野 一 男	〇〇市〇〇3丁目5番4号	22	男		平成 年 月 日～ 月 日	
乙 山 丙 子	〇〇市〇〇1丁目1番1号	23	女		平成 年 月 日～ 月 日	
乙 野 丁 子	〇〇市〇〇3丁目3番3号	25	女		平成 年 月 日～ 月 日	
					平成 年 月 日～ 月 日	

※延員数が多く、記入できないときは、用紙をコピーして使用すること。

届出月日を記入する。

報酬を支給できる者は、一日につき七名、延員数で三五名までで、選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員（いわゆる「ウグイス嬢」）、手話通訳に対して支給できる。

令和4年 月 日

恩納村選挙管理委員会委員長 殿

申出人 恩納村議会議員選挙候補者

氏名 甲 野 太 郎 印

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公営施設を使用して個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	恩納村議会議員選挙		ふりがな 氏名	甲野太郎	党派別	〇〇〇〇党
	住所	恩納村字〇〇〇〇〇〇〇番地	連絡先	甲野太郎選挙事務所	電話番号	
使用すべき施設	恩納村コミュニティーセンター					
開催すべき日時	令和4年 月 日		午前	7 時から	午後	9 時まで
費用の区分	村 負 担		その他の事項			

- 備考
1. 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
 2. この申出書は、開催すべき日前2日までに届け出ること。
 3. 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
 4. 費用の区分欄には、無料使用による村負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は村負担）を記載しなければならない。
 5. 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第121条による納付すべき額を納付しなければならない。
 6. 候補者が他の候補者と共同して演説会を開催する場合及び自ら開催に必要な設備を付加する場合などにおいては、「その他の事項」欄にその旨を記載すること。

開催できる期間は、**九月十日まで**

候補者一人につき、同一施設に一回五時間以内無料。

開催申出書は、立候補届出後、選挙期日の前三日（八日）までは提出することができる。

選挙立会人届出書

令和4年 月 日

届出日を記入する。

恩納村議会議員選挙
選挙長 仲 村 肇 殿

(候補者)

党 派 〇 〇 〇 〇 派

氏 名 甲 野 太 郎

印

党派・氏名・印は立候補者届と一致すること。

令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙における選挙立会人として本人の承諾を得て届け出ます。

立会人となるべき者 住 所 恩納村字〇〇〇△△△△番地

氏 名 乙 山 丙 男

生年月日 昭和24年1月15日

選挙立会人承諾書

令和4年 月 日

候補者 甲 野 太 郎 殿

(立会人)

住 所 恩納村字〇〇〇△△△△番地

氏 名 乙 山 丙 男 ⑩

私は、令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

当該人が、選挙立会人となることを承諾した月日を記入する。

V 選挙運動

1 選挙運動の期間（法129）

(1) 選挙運動は、立候補の届出のあった日（立候補届が受理された時）から選挙の期日の前日まででなければすることができません。

したがって、立候補届出前の一切の選挙運動は禁止されます。

(2) 選挙の当日は、選挙運動は禁止されますが、次の行為に限り例外として許されます。

ア 投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り選挙事務所を設置すること

イ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて3個ならびにちょうちん1個を掲示すること。

ウ 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

※但し、候補者等の氏名等を表示する政治活動のために使用されるポスター（いわゆる事前ポスター）については、任期満了による選挙の場合、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、またそれ以外の選挙については、当該選挙を行うべき事由の生じた旨を告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内におけるポスターの掲示は禁止されています。

(3) 選挙の期日後は、当選または落選に関し、挨拶行為をすることが制限されています。

(法178、法245)

2 選挙事務所（法130、131、132）

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務をある程度継続的かつ、総合的に取扱う一切の場所的設備をいうもので、単に一回限り演説の打ち合わせをすとか、あるいは単にポスター等の保管をしておく場所にすぎないような場合には選挙事務所とはいえません。

選挙事務所であるかどうかは、個々具体的な場合に依りて実態に即して判断されます。

したがって、名称が何であっても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所とみなされます。

また、連絡所というような名称を有するものについても同様にその実態によって判断されます。

(1) 選挙事務所を設置できる者は、候補者またはその推薦届出者に限られます。

(2) 選挙事務所を設置したときは、村選挙管理委員会に届け出なければなりません。

(3) 設置することができる選挙事務所の数は、**候補者1人につき1箇所**です。

3 休憩所等の禁止（法133）

休憩所その他これに類する設備は選挙運動のために設けることはできません。

休憩所とは、休憩を主たる目的として設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類する設備とは、設備構造その他の点で休憩所という程度ではないが、これに類するものをいい、選挙運動のために設けるものであれば選挙運動員、労務者の用に供すると、一般選挙人のために設けるとを問わず一切禁止されます。

4 選挙運動を禁止される者

(1) 選挙事務関係者（法135）

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

期日前投票管理者は、期日前投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

(2) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等は選挙運動をすることができません。

(3) 公務員等の地位利用による選挙運動（法136の2）

国又は地方公共団体のすべての公務員及び公社、公庫等の役員、職員は、その他位を利用して選挙運動をすることができません。

(4) 教育者の地位利用による選挙運動（法137）

教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する児童・生徒・学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいいます。直接、児童・生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合も含まれます。

(5) 年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止（法137の2）

年齢満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、何人も年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動のための労務（例えば単なるポスター貼り）に使用することはさしつかえありません。

(6) 選挙犯罪者（法137の3）

選挙犯罪や政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切選挙運動をすることができません。

5 特殊な選挙運動方法の禁止

(1) 戸別訪問（法138）

何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ又は得しめない目的をもって**戸別に訪問する行為は一切禁止**されています。

なお、選挙運動のため戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知すること、また特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称を言いあるくことも禁止されています。

(2) 署名運動の禁止（法138の2）

何人も選挙に関し、投票を得、もしくは得しめ又は得しめない目的でもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されています。

(3) 人気投票の公表の禁止（法138の3）

何人も選挙に関する事項を動機とし、公職につくべき者を予想する人気投票の結果を公表す

ることは禁止されます。

(4) 飲食物の提供の禁止 (法139)

ア 何人も選挙運動に関し飲食物(湯茶およびこれに伴い、通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供することが禁止されます。

イ ただし、選挙運動員と選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけは提供できます。

しかし、この弁当については、次のような制限があります。

(ア) 立候補の届出後から投票日の前日までの間に提供するものであること。

(イ) 弁当の価格は、**1食当り1,000円**、一日につき3,000円以内であること。

(ウ) 提供できる弁当の数は、選挙運動期間に通して**225食分(1日15人分×3食×5日)**以内であること。

(5) 気勢を張る行為の禁止 (法140)

何人も選挙運動のために自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。

(6) 連呼行為の禁止 (法140の2)

何人も選挙運動のため連呼行為をすることはできません。

ただし、次の場所においてする場合には一定の制限のもとにできます。

ア 演説会場において、演説の直前、直後及び開催中

イ 街頭演説の場所において、演説の前後またはその合間

ウ 午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合
この場合、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落すなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければならない。

6 選挙運動用の自動車

主として選挙運動のために使用される自動車は、その種類及び使用方法に次のような制限があります。

(1) 使用できる自動車 (法141, 令109の3)

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

二輪自動車(側車付のものを含む。)以外のものについては、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部があけっぱなしになっているものや屋根があっても一部が開いていたり、屋根をとりはずしたり、開くことができるものは使用できません。

一般的には、自動車の種別の番号が3□□とか5□□の車であれば使用できます。

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

屋根、側面、後面の全部又は一部があけっぱなしになっているものや、屋根がとりはずせたり、開くことのできる自動車は使用できません。

一般的には、いわゆるライトバン等のバン型の貨客兼用の小型自動車で自動車の種別の番

号が4□であれば使用できます。

ウ 四輪駆動式（ジープ類）の自動車で車両重量2トン以下のもの

屋根、側面、または後面の全部または一部があけっぱなしになっているものは使用できません。

上記の制限により、自動車を選挙運動のために使用できるのですが、これらの自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて使用することはできません。

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

小型貨物自動車とは、小型自動車に該当する貨物自動車であり、自動車検査証の種別の欄が小型となっており、用途の欄が貨物自動車となっているものです。また、軽貨物自動車とは、軽自動車に該当する貨物自動車のことです。

(2) 使用できる数（法141）

主として選挙運動に使用することができる自動車の数は、候補者1人につき1台に限られます。

(3) 表示（法141）

主として選挙運動のために使用される自動車には、その冷却器の前面に村選管が交付する表示板を使用中常時掲示しなければなりません。

(4) 自動車の乗車制限（法141の2）

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手の外、村選管が交付する乗車用腕章をつけた4名を超えてはいけません。

(5) 車上の選挙運動の禁止（法141の3）

停止した自動車の上における選挙運動のための演説及び停止中又は走行中の自動車の上における選挙運動のための連呼行為を除き、車上の選挙運動は禁止されます。

7 選挙運動用の拡声機（法141）

(1) 主として選挙運動のために使用することができるものは、候補者1人につき1そろいに限られます。

この外に、個人演説会または、いわゆる幕間演説の開催中その場所において別に1そろい使用できます。同時に2箇所以上で個人演説会を開催するときは、それぞれの会場で1そろい使用できます。

(2) 表示（法141）

主として選挙運動のために使用する拡声機には、村選管が交付する表示板を送話口の下部に使用中常時掲示しなければなりません。

個人演説会等で開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

8 選挙運動用ビラ（法142）

(1) 頒布できる枚数

候補者が選挙運動のために頒布できるビラの枚数は5,000枚です。（法142）

ビラは、両面に印刷されたもので、1枚と数えられます。

(2) 届出（法142）

候補者が頒布できるビラは、2種類以内に限られ、それぞれ頒布する前に、あらかじめ頒布

しようとするビラの見本を添えて村選挙管理委員会に届け出て、交付された証紙を貼付しなければ頒布することはできません。

(3) ビラの規格 (法142⑧)

ビラの大きさは、A4判(長さ29.7cm×幅21cm)以内のものでなければなりません

(4) 記載内容

ビラに記載内容については、制限はありませんから政見の宣伝や、直接投票依頼の文言等も記載することができる。ただし、虚偽行為、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。なお、ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名)を記載されていなければなりません。

(5) 頒布方法

ビラの頒布は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。

9 選挙運動用ポスター (法143①V)

(1) ポスターの規格 (法144④)

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはいけません。

(2) ポスターの掲示 (法144の2⑧)

選挙運動用ポスターは、村選管が設置するポスター掲示場に、一箇所につき1枚をあらかじめ決められた区画に掲示することとなっており、その他の場所には、一切掲示することができません。したがって、電柱とか、個人の家、塀等に掲示することは違反となります。

(3) ポスターの記載内容 (法144⑤)

ポスターの記載内容については、制限がありませんから演説会の告知や直接、投票依頼のために使用できます。ただ虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことは書くことはできません。

なお、ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名)を記載又は印刷しなければなりません。

10 選挙事務所に掲示できる文書図画 (法143①I)

選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札及び看板の類、ちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格 (法143⑦⑨⑩)

ポスター、立札及び看板の類は、通じて3個に限られます。

通じて3個とは、ポスター1枚、立札1枚、看板1枚というようにその数の合計が3を超えないことであり、その数の配分については全く自由です。

また、これらの看板等の大きさは、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えてはいけません。

ちょうちんの類は、1個に限り掲示することができますがその規格は高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に附随的に政見等を記載したり、候補者の写真等をはりつけることはさしつかえありません。

11 選挙運動用自動車等に使用する文書図画（法143①Ⅱ）

選挙運動のために使用される自動車、船舶にポスター、立札、看板及びちょうちんの類を取り付けて使用することができます。

(1) 数量及び規格（法143⑨⑩）

ポスター、立札、看板の類には枚数の制限はないが、規格は、縦273センチメートル、横73センチメートル以内です。

ちょうちんは、1個に限られ、規格は、高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容

記載内容については、特に制限はありません。

(3) 看板等の掲示

道路交通法による許可が必要な場合は、所轄警察署の指示を得ておく必要があります。

12 個人演説会で使用する文書図画（法143①Ⅳ）

個人演説会において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類を掲示することができます。

(1) 数量及び規格（法143⑨⑩）

ポスター、立札、看板の類は、会場内では枚数に制限はありませんが会場外（会場の一部で、入口等）では通じて2個までしか掲示できません。

ちょうちんの類は、会場内か会場外に一箇所に限り掲示できます。

規格は、ポスター、立札、看板の類は、縦273センチメートル、横73センチメートル以内で、ちょうちんの類は高さ85センチメートル、直径45センチメートル以内です。

(2) 記載内容（令110）

記載内容については、特に制限はありませんが、その表面に、掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

(3) 掲示できる期間（法143の2）

演説会場内に掲示したポスター、立札、看板、ちょうちんの類は、演説会の開催中に限られ、演説会の終了後は直ちに撤去しなければなりません。

13 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類（法143①Ⅲ）

候補者は選挙運動のために、たすき、胸章及び腕章の類を使用することができます。たすき、胸章、腕章の類には、はちまき、帯等が含まれますが、いわゆるハッピー、前掛のようなものは含まれません。なお、記載内容の制限はなく、また規格についても制限はありませんが社会通念上認められるような大きさでなければなりません。

14 新聞広告（法149）

候補者は、選挙運動の期間中2回に限り選挙に関し、新聞広告を有料で掲載することができます。

（1）規格及び内容（規則19）

広告の規格は横9.6センチメートル、縦2段組以内で広告の場所は、記事下に限り色刷りは認められません。

（2）掲載手続（規則20）

新聞広告をしようとするときは、立候補届出の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」（様式53頁に掲載）を広告原稿とともに希望する新聞社に提出してください。

なお、広告を掲載できる期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までです。

15 選挙運動放送の制限（法151の5）

何人も選挙運動のため放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して放送をし又は放送をさせることはできません。

16 個人演説会

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とがあります。開催回数については、制限はありません。

個人演説会では、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができるし、録音盤を使用して演説することもできます。

（1）公営施設使用の個人演説会（法161，163，164）

ア 使用できる施設

使用できる施設は、学校、公民館（社会教育法にいう公民館をいう。）地方公共団体の管理する公会堂及び市町村選挙管理委員会が指定する施設です。使用時間は、1回について5時間を超えることができません。

イ 施設の使用料

候補者1人について、同一施設ごとに**1回5時間以内に限り無料**となります。

ウ 開催手続

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には立候補の届出後に、開催予定日前2日までに「個人演説会開催申出書」（記載例18頁）を村選挙管理委員会に提出しなければなりません。なお、開催日は**9月8日以降**となります。

(2) その他の施設使用の個人演説会（法161の2）

候補者は、公営施設以外の施設（地域の集会場等）を使用して個人演説会を開催することができます。この場合、候補者は、その施設の管理者の承諾を得ればよいということになります。

17 街頭演説（法164の4、164の5、164の6、164の7）

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（たとえば公園、空地等）で多数の人に向かって選挙運動のために演説することをいいます。

(1) 街頭演説は、演説者がその場所に止まって、村の交付する標旗を掲げて行わなければなりません。

(2) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は村が交付する腕章を着けなければなりません。

(3) 街頭演説においては、録音盤を使用することができます。

(4) 街頭演説は、午後8時から翌日の午前8時までの間はできません。また、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

18 インターネット等を利用した選挙運動（法142の3、142の4、142の5、142の6、142の7）

インターネット等を利用する方法とは、ウェブサイト等を利用する方法及び電子メール等を利用する方法に大別されます。

(1) ウェブサイト等を利用する方法

ア 電子メールアドレス等を表示した上で、選挙運動のために使用する文書図画をウェブサイト等を利用する方法により頒布することができます。ただし、これを紙に印刷して頒布したり掲示したりすることはできません。

イ 投票日の前日まで更新することができ、投票当日もそのままにしておくことができます。

※ウェブサイト等を利用する方法とは、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等のことをいいます。

(2) 電子メールを利用する方法

ア 候補者又は確認団体に限って送信することができ、一般の有権者は送信することができません。

イ 選挙運動用電子メール送信先は、あらかじめ送信に同意した者などに限られています。

(注) 巻末に、「恩納村議会議員選挙における主な選挙運動一覧」（54頁～57頁）を掲載してありますので参照してください。

VI 選挙運動費用

1 出納責任者（法180）

候補者の選挙運動費用の収支について、いっさいの責任を負うべき人が出納責任者です。立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の届出を村選管に提出しなければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をすることはできません。

（1）出納責任者の選任

出納責任者は、一般的には候補者が選任するのですが、候補者自ら出納責任者となることもできます。

（2）出納責任者の職務

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備えつけ、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。なお、出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入、支出に関する事項を記載した報告書を、**選挙の期日後15日（9月26日）**までに村選管に提出しなければなりません。この場合には、領収書の写しを添付する必要があります。

2 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償（法197の2，令129）

（1）実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動に従事する者に対して、弁当料、茶菓子料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動に従事する者に対しては、食料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食料を除いた宿泊料しか支給することができません。

実費弁償は、あくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければなりません。

（2）実費弁償の制限額

選挙運動に従事する者及び労務者に支給する実費弁償の額について、次の額の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これを超えて支給すると買収の推定を受けるおそれがあります。

ア 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる額

（ア）鉄道賃・・・鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した額

（イ）船賃・・・水路旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した額

（ウ）車賃・・・陸路旅行について、路程に応じた実費額

（エ）宿泊料・・・一夜につき12,000円（食料二食分を含む。）

（オ）弁当料・・・一食につき1,000円、1日につき3,000円

ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償として支給できる弁当料は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額である。

(カ) 茶菓子料・・・1日につき500円

イ 選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる額

(ア) 鉄道賃、船賃、車賃、上記アの(ア)、(イ)、(ウ)に同じ

(イ) 宿泊料(食事料を含まない。)一夜につき10,000円

3 報酬の支給(法197の2, 令129)

報酬は、選挙運動のために使用する労務者、選挙運動に従事する者のうち事務員、車上等運動員(所謂うぐいす嬢)及び手話通訳者、要約筆記者に限り支給することができます。

(1) 労務者に支給する報酬

ア 基本日額10,000円以内

イ 超過勤務手当1日につき10,000円の5割以内

(2) 事務員、車上等運動員及び手話通訳者、要約筆記者に支給する報酬

ア 支給できる期間

報酬を支給する場合には、立候補の届出後、報酬の支給ができる者を文書で村選挙管理委員会に届け出なければなりません。届け出たときは、その日から選挙の期日の前日までの間支給できます。

イ 届け出できる員数

事務員、車上等運動員及び手話通訳者を通じて1日7人以内、日によって異なる者を使用する場合には、延35人まで異なる者を届け出ることができます。

ウ 支給額

選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき10,000円以内。専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び手話通訳者、要約筆記者にあつては1人1日15,000円以内。

4 選挙運動費用の制限額(法194, 196, 令127)

選挙運動のために使い得る費用の最高額(法定制限額)は、選挙の期日の告示と同時に告示されます。

なお、算定は、選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数を議員定数で割って得た数に1,120円を掛け、得た額に90万円を加えた額が制限額となります。

すなわち、次の式によって算出されます。

$$\text{法定制限額} = A + 90 \text{万円}$$

$$A = (\text{告示日における選挙人名簿登録者数} / \text{議員定数}) \times 1,120 \text{円}$$

※法定制限額の100円未満の数は100円に切り上げる。

(参 考)

ちなみに、令和4年6月1日の定時登録の選挙人名簿に基づき選挙運動費用の制限額を算出すると次のとおりとなります。

$$(8,525 \text{人} / 16 \text{人}) \times 1,120 \text{円} + 900,000 \text{円} = 1,496,800 \text{円}$$

5 選挙運動に関する収入及支出

(1) 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の收受、その他收受の承諾又は約束をいう」こととされ、金銭の收受だけでなく財産上の利益の享受も収入となる。例えば、無償で、選挙事務所を借りた場合等は、通常支払うべき借上料を寄附として収入に計上しなければなりません。

(2) 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう」こととされ、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した費用もここに該当します。又、新聞広告に関する費用も支出とみなされます。

6 選挙運動費用収支報告書の提出（法189）

(1) 提出期限

選挙期日後15日以内（9月26日まで）に、村選管に持参し、直接提出しなければなりません。なお、第1回の報告書提出後に、寄附その他の収入及び支出があったときは、その分についてのみ、その収支があったときから7日以内に前回の合計額に加算して提出してください。

(2) 収入簿及び支出簿への記載

選挙運動の費用として収入され、支出されたものは、そのつど収入簿及び支出簿（村選管交付）に記載し、記録しておいてください。なお、この帳簿は提出する必要はありません。

(3) 収支報告書の作成

収入簿及び支出簿に記載したものを、収支報告書の「収入の部」及び「支出の部」に整理し記載してください。

なお、支出は、次の項目に分けられた用紙にそれぞれ分類し記載してください。

(ア) 人件費・・・事務員、車上運動員に対する報酬

(イ) 家屋費・・・①選挙事務所費として、その借上料、②集合会場費として個人演説会場の借上料等に細分類する。

(ウ) 通信費・・・郵便料、電話料等

(エ) 交通費・・・運動員等の交通費

(オ) 印刷費・・・ポスター及び葉書等の印刷に要した費用

(カ) 広告費・・・立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告費等の費用で、選挙運動用自動車上の看板等も含まれる。

(キ) 文具費・・・筆記用具、紙、その他選挙事務所で使用した消耗品代等である。

(ク) 食糧費・・・湯茶及び茶菓子や法律で認めた範囲で支給される弁当等に要した費用

(ケ) 休泊費・・・休憩及び宿泊に要した費用

(コ) 雑費・・・(ア) から (ケ) まで以外の諸費、電気代、ガス代等

以上10種について分類し、「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜この10項目の中に当てはめて、支出の月日順に明細を記載しなければなりません。

なお、記載要領について、詳しくは、次頁以降の記載例を参照してください。

(4) 選挙運動の費用とみなされないもの

次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

- (ア) 立候補の準備のために要した支出、又は立候補届出後の支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者を通じてした支出以外のもの。
- (イ) 候補者が乗用する車輛等のために要した支出。
- (ウ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。
- (エ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料。
- (オ) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出、ただし車上の看板等は除く。

7 選挙運動費用収支報告書の記載例(34頁から47頁)

(注) 第1回報告分は、9月26日までに提出しなければならない。

選挙運動費用収支報告書

1 令和4年 9 月 1 1 日 執行 恩納村議会議員選挙

2 公 職 の 候 補 者 住 所 恩納村字〇〇〇△△△番地
氏 名 甲 野 太 郎

3 月 日から (第1回分)
月 日まで

4 収 入 の 部

月 日	金額又は見積額 (円)	種別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100, 000	寄附	〇〇市A町 1-2-3	A野太郎	各社役員		
月 日	100, 000	"	〇〇市A町 463	B野太郎	農 業		
"	100, 000	"	〇〇市A町 1-2-4	〇〇党			公認料
"	100, 000	"	〇〇市A町 475	C野太郎	会社役員	机4, 椅子12 15, 000円×2日	備品借上 無 償
"	100, 000	"	〇〇市B町 40	A野次郎	会社員		
"	500, 000	その他の 収入					借入金

1 件 1 万円を超えるものの収入は
各件ごとに記載

「寄附」と「その他の収入」に区分すること

「公認料」は寄附
である。

① 無償の場合、
同額が支出に
計上される。

② 金銭以外の収
入は数、金額
見積りの根拠
を記載する。

1 件 1 万円を超えるものの「その他の
収入」は内容を
明記する。

立候補届出書
に記載した住
所・氏名

最初の収入又は
支出があった日

収支報告書の
提出日

4 収入の部

月 日	金額又は見積額 (円)	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100,000	寄附					10,000円以下 10件
月 日	100,000	〃	〇〇市C町 563	D野次郎	会社員	1日 10,000円	労務無償提供
月 日	500,000	その他 の収入					自己資金
月 日	100,000	寄附	〇〇市A町 1-2-6	甲野太郎 後援会	政治団体		

1件1万円以下の収入は「寄附」「その他の収入」ごとに各収入日の合計を記載する。「寄附」は件数を備考欄に記載する。

← 候補者本人

← 1件1万円を超えるものの「寄附」は各件ごとに、住所（事務所の所在地）氏名（団体名）職業を記載する。

4 収入の部

月 日	金額又は見積り額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積りの根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
計	寄 附	800,000	} 「寄附」又は「その他の収入」の 種別ごとの合計	← 収入の合計			
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,800,000					
前 回 計	寄 附		} 第2回の報告がある場合に、第1回に 報告した金額を記入する。				
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	800,000	} 計と前回計の合計				
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,800,000					

支出の部は、それぞれ別用紙に「人件費」「家屋賃」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「宿泊費」「雑費」のいずれかに分類する。

労務者、事務員及び車上運動員の報酬。ただし、実費弁償は、交通費又は食料費に入る。

また、選挙運動自動車の運転手の雇料は含まない。

5 支出の部 (人件費)								
月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	50,000	選挙 運動	労務者報酬	〇〇市C町 685	D野次郎	学 生		1日10,000円 ×5日
〃	50,000	〃	事務員報酬	〇〇市B町 1-2-3	B野一郎	無 職		〃 ×5日
〃	50,000	〃	〃	〇〇市E町2	E野次郎	学 生		〃 ×5日
月 日	75,000	〃	車上運動員 報 酬	〇〇市E町3	E野花子	〃		1日15,000円 ×5日
計	225,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出	225,000			

選挙運動事務等で、「報酬を支給する者の届出書」に記載されていない場合は支出できない。

↑
区分の「立候補準備」の計

↑
区分の「選挙運動」の計

選挙事務所に要する費用と、会場等使用に要する費用に分ける。
 選挙事務所借上料、備品借上料、電話架設費用、個人演説会場使用料等が考えられる。

5 支出の部 (家屋費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
選 挙 事務所費								
月 日	30,000	立候補 準備	備品借上料	〇〇市B町3	C株式会社	家具販売	机4、椅子12 5,000円×6日	無料借上
”	120,000	”	事務所 借上料	〇〇市E町11	F野三郎	商 業		借上期間 1か月
月 日	45,000	”	電話架設費	〇〇市G町10	G電報電話局			臨時電話 3台
}								
小 計	195,000							
集 合 会場費								
月 日	5,000	選挙 運動	演説会場 借上料	〇〇市G町12	G会館			大ホール
}								
小 計	5,000							
計	200,000	立候補準備の ための支出	195,000	選挙運動の ための支出	5,000			

電話、封筒等通信に要する費用

5 支出の部 (通信費) ↓								
月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	55,000	選挙 運動	通信用切手	〇〇市H町15	H郵便局			80円×700枚
月 日	35,000	〃	電話借上料 及び使用料	〇〇市G町10	G電報電話局			
計	90,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	90,000		

運動員等のバス賃、タクシー賃等。ただし候補者の分は、選挙運動用費用とみなさない。また、選挙運動用自動車に関する費用（借上用、ガソリン代、運転手雇用料）は、選挙運動用費用とみなさない。

5 支出の部（交通費）

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	5,000	選挙 運動	労務者車賃	〇〇市F町20	D野次郎	学 生		
〃	34,000	〃	連絡者 ガソリン代	〇〇市F町30	Fガソリン スタンド			
〃	1,000	〃	運動員 タクシー代	〇〇市F町35	B野一郎	無 職		
計	40,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出		40,000		

ポスター、葉書の印刷費が主なものです。(『地方選挙の手引き』p、115～117参照)



5 支出の部 (印刷費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	400,000	立候補 準備	法定ポスター 印刷代	J・K印刷所				枚 月 日支払い
月 日	300,000	選挙 運動	法定葉書 印刷代	A・G印刷所				
計	700,000	立候補準備の ための支出	400,000	選挙運動の ための支出	300,000			

立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告等の費用



5 支出の部 (広告費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	15,000	立候補 準備	拡声機借上	〇〇市K町7	Kリース商会			
〃	3,000	〃	たすき代	〇〇市K町10	K洋裁店			
〃	17,000	〃	事務所用看板	〇〇市K町20	K看板店			
月 日	25,000	〃	自動車用看板	〇〇市K町20	K看板店			
計	60,000	立候補準備の ための支出		60,000	選挙運動の ための支出			

紙、筆記類その他選挙事務所等で使用する消耗品



5 支出の部 (文具費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	3, 0 0 0	立候補 準備	ボールペン他	〇〇市L町8	L文具店			
月 日	7, 0 0 0	〃	ダンボール箱	〇〇市L町15	A商事(株)			
計	1 0, 0 0 0	立候補準備の ための支出	1 0, 0 0 0	選挙運動の ための支出				

湯茶、菓子その他法律で認められた（届出のあった）運動員等に提供する弁当代等



5 支出の部（食糧費）

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	5,000	選挙 運動	菓子代	〇〇市M町15	M菓子店			
月 日	30,000	〃	仕出し弁当代	〇〇市M町12	M食堂			1食1,000円 ×30食
月 日	15,000	〃	運 動 員 費 用 弁 償	〇〇市M町2	E野次郎			1食1,000円 3食×5日
計	50,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	50,000		

休泊費の内容は、休泊費と宿泊費を含めた意味である。

↓
候補者にかかるものは、含まれない。

5 支出の部 (休泊費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	24,000	選挙 運動	運動員 宿泊料	〇〇市M町3	乙山太郎	団体職員		1泊12,000円 ×2日
月 日	36,000	〃	運動員 宿泊料	〇〇市K町3	甲山次郎	会社員		1泊12,000円 ×3日
計	60,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	60,000		

光熱水費、その他これまでの区分のいずれにも該当しないものにかかる出費は、これに含める。



5 支出の部 (雑費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	17,000	立候補 準備	ベニヤ板他	〇〇市N町9	N材木店			
月 日	10,000	選挙 運動	電気料	〇〇市N町10	N電力(株)			
”	5,000	”	水道料	〇〇市N町15	〇〇市水道局			
計	32,000	立候補準備の ための支出		17,000	選挙運動の ための支出		15,000	

10項目に区分した支出の合計額を記入する
 第2回目の報告がある場合は、第1回目の報告を記入する。
 「計」と「前回計」の合計を記入する。

5 支出の部 (合計)								
計 (1)	立候補準備のための支出		前回計 (2)	立候補準備のための支出	0	総額 (1) + (2)	立候補準備のための支出	
	選挙運動のための支出			選挙運動のための支出	0		選挙運動のための支出	
	計			計	0		計	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

報告提出日の日付を記載する。

令和4年 月 日

出納責任者 住所 恩納村字〇〇〇△△△番地
 氏名 乙野太郎 印

「出納責任者届印」に押印した印を使用する。

備考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 4 清算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載するものとする。

VII 寄附の禁止

1 村と特別の関係がある者の寄附の禁止（法199, 200）

次の者は、選挙に関し寄附をしてはいけません。

(1) 村と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

(2) 会社、その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資について村から利子補給金の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社、その他の法人。
（ただし、その利子補給金が交付されてから一年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されません。）

何人も、このような村と特別な関係にある者に対して、選挙に関し、寄附を勧誘したり又は要求してはならないし、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

2 候補者等の寄附の禁止（法199の2）

候補者又は候補者となろうとする者は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。この場合、その寄附が選挙に関するかと否とを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。ただし、その候補者等の後援会以外の政党及びその他の政治団体にする場合又は候補者等の親族にする場合は禁止されません。

何人も、候補者又は候補者になろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対し寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

3 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199の3）

候補者又は候補者になろうとする者が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又は、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に対して寄附することは禁止されません。

4 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

候補者又は候補者となろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、今回の選挙に関しその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に寄附するとか、その氏名を冠された候補者等に寄附することは禁止されません。

5 後援団体に関する寄附の禁止（法199の5）

(1) 後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

(2) 候補者又は候補者となろうとする者は、自分の後援団体に対し当該選挙の任期満了の前90日目から投票日までの間は寄附をすることはできません。ただし、政治資金規正法第19条第2項の規定に基づき、候補者がある政治資金を取り扱わせるため指定し、届け出た後援団体（資金管理団体）に対しては、時期のいかんを問わず、候補者は当該団体に寄附をすることができます。

6 公職選挙法による寄附の制限一覧

寄附をしてはならない者	禁 止 期 間	禁 止 の 内 容	
①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法199条①	契約の当事者である間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して	
②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法199条①		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して	
③国から利子補給の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法199条②	利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実金額の交付あった日から起算して1年を経過した日までの間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して	
④地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法199条②		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して	
⑤公職の候補者等 公職選挙法199条の2	時期を問わず	当該選挙区内にある者に対して 例外 1. 政治団体に対してする場合 (政治団体が後援団体であるときは⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。) 2. 公職の候補者等の親族に対してする場合 1. 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く)としてする場合 (この講習会等には参加者に対して饗応接待が行われるような集会は含まれないし、この講習会等が選挙区外で行われる場合も例外には当たらない。 また⑨、⑩に掲げる期間行われる場合も禁止される。)	
⑥公職の候補者等がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体 公職選挙法199条の3		公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内の者に対して 例外 [政治団体に対してする場合]	
⑦公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体 公職選挙法199条の4		当該選挙に関してその選挙区内の者に対して 例外 [政治団体又は公職の候補者等に対してする場合]	
⑧後援団体(政治団体のうち、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの) 公職選挙法199条の5①		当該選挙区内にある者に対して 例外 1. 政治団体又は当該公職の候補者等に対してする場合 2. 団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附 ⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁止される。	
⑨何人も 公職選挙法199条の5②		・任期満了の前90日 ・解散の翌日 ・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日からその選挙の投票日までの間	後援団体の集会(結成のための集会も含む。)旅行行事等において、当該選挙区内にある者に対して、饗応接待をし、又は金銭、記念品、その他の物品を供与すること。
⑩公職の候補者等 公職選挙法199条の5③			自己に係る後援団体(資金管理団体を除く。)に対して

(注) (1) ⑤の場合、逆に何人も公職の候補者に対して、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり要求したりすることも禁止される(家族が公職の候補者に要求する場合は除く。)

VIII 證明書類

候補者用通常葉書使用証明書

恩納村議会議員選挙候補者

氏 名

上記の者は、令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

令和4年9月6日

恩納村議会議員選挙

選挙長 仲 村 肇 印

選挙用表示をする日本郵便株式会社の営業所の名称	日本郵便株式会社 具志川郵便局			
局名及び月日	区 別	枚 数	取 扱 者 印	備 考

選挙運動用通常葉書差出票

差 出 票 番 号		第 号	
発 行 者 氏 名	恩納村議会議員選挙 選挙長 仲 村 肇 (印)		
候 補 者 氏 名	恩納村議会議員選挙 候補者 (印)		
この差出票による差出制限枚数			100通
差出年月日	差出通数	差出合計数	備 考

(注) 備考欄は、郵便物の配達業務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。

1. 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が100通となるまで、同一のものを差し出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が100通を超えることとなるときは、その超える分につき100通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差し出ごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分を記入すること。
- (3) 同時に200通以上を差し出すときは、100通の整数倍となる通数につき、100通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に100通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、そのかたわらに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2. 郵便物差し出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて日本郵便(株)具志川郵便局に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

新聞広告掲載証明書

候補者名	住所	
	所属党派	
	氏名	
	立候補届出年月日	令和 年 月 日

上記の者は、令和4年9月11日執行の恩納村議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第149条第4項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

令和4年9月6日

恩納村議会議員選挙
選挙長 仲村 肇 印

令和4年9月11日執行
恩納村長選挙

候補者氏名

㊟

選挙運動用ビラ証紙交付票

恩納村選挙管理委員会 ㊟

ビラの種類	証紙交付 年 月 日	証紙交付 枚 数	累 計	恩納村選挙管理 委員会 印

- 備考 1 頒布しようとする選挙運動用ビラの種類ごとに、見本1枚を添付してください。
- 2 証紙は、1,600枚（法定数）まで交付します。1,600枚の証紙交付を受けたときは、この票を返納してください。

参 考 资 料

恩納村議会議員選挙における主な選挙運動一覧

区 分	説 明	根拠法令
選挙運動用自動車 (船舶)	<p>1. 使用できる台数 1台</p> <p>2. 自動車の種類 使用できる自動車の種類は次のようなものに限られるが、宣伝カー構造のものは使用できない。</p> <p>(1) 乗用自動車 定員10人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(2) 小型貨物自動車（バン型） 定員4人以上10人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(3) 四輪騒動式の自動車（ジープ） 車輻重量2トン以下のもの。ただし、屋根、側面、後面が開いているものは使用できない。</p> <p>(注) 1. これらの自動車でも、走行中に、上面、側面又は後面の全部又は一部（窓を除く。）を開放して使用することはできない。 2. オープンカーは使用できない。</p> <p>(4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車</p> <p>3. 表示板・・・自動車には、前面の見やすい箇所に、村選管から交付される表示板をつけなければならない。</p> <p>4. 乗者人数・・・自動車には、候補者、運転手のほか村選管から交付される乗者用腕章をつけた運動員が4人まで乗車できる。</p> <p>5. 看板等・・・自動車に掲示できる看板等の文書図画（規格）273センチメートル×73センチメートル枚数の制限はなし。ただし、道路交通法との関係もあるので、事前に所轄の警察署に届け出ておくこと。 (注)・車体に選挙運動用ポスターを貼り付けることもできる。</p> <p>6. 車上の選挙運動</p> <p>(1) 走行中の自動車上においては、連呼行為以外の選挙運動は一切できない。また、この連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られる。</p> <p>(2) 街頭に自動車を止めて演説する際には、村選管から交付される街頭演説用の標旗を掲げなければならない。 また、この街頭演説も午前8時から午後8時までの間に限られる。</p>	<p>法141条 令109条の3</p> <p>法141条</p> <p>法141条の2</p> <p>法143条</p> <p>法141条の3</p>

区 分	説 明	根拠法令
拡声器	1. 使用できる数・・・一そろいに限る。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別の一そろいを使用できる。 2. 表 示 板・・・自動車で使用する拡声機には、村選管が交付する表示板を、マイクロフォンの下部等一定の場所にとりつけておかなければならない。	法141条 法141条
選挙運動用 通常はがき	1. 頒布できる枚数・・・2,500枚以内 2. 「選挙用」の表示 候補者は、立候補届出の後に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を、日本郵便株式会社の営業所に提示して「選挙用」の表示を受ける。 3. はがきの差出し 選挙葉書を出すときは、郵便物の配達事務を取り扱う営業所の窓口差し出さなければならない。この場合候補者は、立候補の際交付された選挙運動用通常葉書差出票を添えなければならない。葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上で選挙人に手渡す等の方法で配付することはできない。	法142条 公職選挙郵便規則
選挙運動用ビラ	1. 種類・・・村選挙管理委員会に届けたもの2種類以内 2. 頒布できる総枚数 5,000枚 3. 規格・・・長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4版）を超えないもの 4. ビラには、村選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければならない。 5. ビラ表面には、頒布責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人にあつては名称）を記載しなければならない。 6. 頒布方法・・・新聞折込による頒布 選挙事務所内、個人演説会の会場内及び街頭演説会の場所における頒布。 7. 散布は禁止されている。	法142条 法142条 法142条 法142条 令109条の6 法142条

区 分	説 明	根拠法令
選挙運動用ポスター	<p>1. 掲示場所・・・村選管が設置するポスター掲示場の定められた区画番号の箇所に限る。</p> <p>2. 掲示枚数・・・ポスター掲示場1か所につき1枚（ポスター掲示場36箇所）</p> <p>3. 規 格・・・長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えないもの。</p> <p>4. 掲示責任者等の記載 ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名（法人にあっては、名称）を記載しなければならない。</p>	<p>法143条</p> <p>法143条</p> <p>法144条</p> <p>法144条</p>
新聞広告	<p>1. 広告回数・・・いずれか一つの新聞に2回まで掲載することができる。この場合、同じ新聞に2回掲載してもよいし、別々の新聞に1回ずつ掲載してもよい。</p> <p>2. 規 格 等・・・大きさは、横9.6センチメートル、縦2段組以内で、掲載位置は記事下とし、色刷りは認められない。</p> <p>3. 期 間・・・掲載できる期間は、立候補の届出以後から投票の前日（1月12日）までである。</p>	<p>法149条</p> <p>規則19条</p>
個人演説会	<p>1. 開催できる者 候補者に限られる。候補者以外の何人も個人演説会を開催することはできない。 なお、演説は、候補者以外の者もすることができ、また、テープ等を使用してもよい。</p> <p>2. 公営施設の使用 公営施設を利用する場合は、同一施設ごとに1回だけ無料で使用することができ、使用時間は1回につき5時間以内である。</p> <p>3. 会場内で使用できる文書図画 個人演説会の会場内（会場入口を含む。）では、縦273センチメートル、横73センチメートル以内の看板等（枚数制限なし）。</p>	<p>法161条</p> <p>法162条</p> <p>法164条の4</p> <p>法164条令112条</p> <p>法143条</p> <p>法164条の2</p>

区 分	説 明	根拠法令																				
街頭演説	<p>1. 標旗の掲示 街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければならない。また、村選管が交付する標旗を掲げなければならない。</p> <p>2. 人数の制限 街頭演説に従事することができる者は、15人を超えてはならず、かつ一定の腕章をつけなければならない。 (候補者及び運転手を除く。)</p> <p>3. 文書図画の制限 街頭演説の場所では、その演説中、ポスター、看板の類は一切使用できないが、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取りつけられているものは差し支えない。</p> <p>4. 街頭演説の時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。</p> <p>5. 連呼行為 街頭演説の一部として連呼することは許されている。</p>	<p>法164条の5</p> <p>法164条の7</p> <p>法143条</p> <p>法164条の6</p> <p>法140条の2</p>																				
連呼行為	<p>1. 連呼のできる場所 演説会場、街頭演説(演説を含む。)の場所及び選挙運動用自動車の上。ただし、演説会場において、会場の入口や窓から外に向って連呼することはできない。</p> <p>2. 連呼ができる時間 午前8時から午後8時までの間に限られる。ただし、個人演説会の会場では、演説の前後又はその合間に、演説会の開催中、連呼することができる。</p>	<p>法140条の2 法141条の3</p> <p>法140条の2 法164条の6</p>																				
インターネット等を利用した選挙運動	<p>インターネット選挙運動一覧</p> <table border="1" data-bbox="491 1417 1217 1832"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>政党等</th> <th>候補者</th> <th>一般の有権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ ブログ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>SNS(フェイスブック、ツイッター)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>有料バナー 広告</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	種別	政党等	候補者	一般の有権者	ホームページ ブログ	○	○	○	SNS(フェイスブック、ツイッター)	○	○	○	電子メール	○	○	×	有料バナー 広告	○	×	×	<p>法142条の3</p> <p>法142条の4</p> <p>法142条の5</p> <p>法142条の6</p> <p>法142条の7</p>
種別	政党等	候補者	一般の有権者																			
ホームページ ブログ	○	○	○																			
SNS(フェイスブック、ツイッター)	○	○	○																			
電子メール	○	○	×																			
有料バナー 広告	○	×	×																			

区 分	説 明	根拠法令
選挙事務所の設置	<p>1. 設置数・・・1箇所に限られる。</p> <p>2. 設置場所・・・別段制限はない。ただし、投票日当日には、投票所を設けた場所から300メートル内にある選挙事務所は、閉鎖するか又は移転を要する。</p> <p>3. 表示用看板等 選挙事務所には、その表示のために看板等を掲示することができる。</p> <p>(1) 規 格・・・看板類（ポスター、立札等）は、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えないもの。 ちようちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えないもの。</p> <p>(2) 数 量・・・看板類 合計3以内 ちようちんの類 1箇</p>	<p>法131条</p> <p>法143条</p>
候補者が着用し、使用するもの	<p>1. 種 類・・・たすき、腕章、胸章、はちまきの類</p> <p>2. 規格等・・・候補者が着用しているかぎり、数、規格、記載内容になんらの制限はない。</p> <p>3. 使用制限 たすき等これらのものに、候補者の氏名が記載されているときは、確認団体が行う政談演説会の会場や確認団体が行う街頭政談演説の場所等では使用できないので注意を要する。</p>	<p>法143条</p>